

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局
障害福祉部指定指導担当課長

令和6年4月以降の個別支援計画の取扱いの変更について

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬について、時間区分の創設や延長支援加算の見直し等が行われたことに伴い、こども家庭庁より個別支援計画の参考様式が示されたところです。

つきましては、令和6年4月以降の個別支援計画の作成等に当たって、変更事項に留意してご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容（変更時期：令和6年4月1日）

No.	新たな記載事項	参考様式	経過措置
1	時間区分の実施に伴う日々の支援に係る計画時間等	別紙1「個別支援計画書」、別紙2「個別支援計画別表」を活用し、作成・見直しを行うこと (記載に当たっての留意事項及び記載例については、こども家庭庁より追って示される予定です。)	令和6年10月31日までの間は、別紙2「個別支援計画別表」を作成し、現行の「個別支援計画」とあわせることにより対応すること
2	延長支援加算の見直しに伴う日々の延長支援時間等		
3	5領域との関係性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等		個別支援計画の見直しのタイミングで行うこと

※ 時間区分の創設及び延長支援加算の見直しについては、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対し支援を行う場合等を除く

2 添付資料

- (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び令和6年4月以降の個別支援計画について【概要】
- (2) 令和6年3月15日子ども家庭庁事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」
- (3) 別紙1「個別支援計画書」
- (4) 別紙2「個別支援計画別表」

3 問い合わせについて

現段階でのご質問等については、北九州市のホームページに掲載の質問票のみお受付いたします。何卒ご了承ください。

【質問票】URL；<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600537.html>

(3 令和6年度報酬改定等に係る問合せについて)

【担当部署】

北九州市保健福祉局障害者支援課指定指導係
TEL：093-582-2424